

第1号訪問介護 重要事項説明書

【R8.2.1】

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な第1号訪問事業を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係の市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	株式会社 アリマックス アリマックス介護サービス
指定番号	0170514707
所在地	札幌市南区藤野1条6丁目10番18号
電話・FAX番号	011-591-3589 ・ 011-596-9655
管理者氏名	近森 港
サービス提供地域	札幌市
サービス提供日時	8時00分 ～ 19時00分

(2) 事業所の従業者体制

職 種	職 務 の 内 容	従業者数
管理者	業務の一元的な管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画書の作成介護業務のサポート	2名以上
訪問介護員	訪問介護の提供	8名以上

3. サービスの内容

- ①生活全般にわたる支援（入浴、排泄、食事等）
- ②健康状態の確認

4. 利用料金

関係の市が定める基準によるものであり、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、第1号支給費用基準額から事業所に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

(1) 札幌市支給費用基準額

利用時間	訪問介護費（Ⅰ） （週1回程度の訪問）	処遇改善	訪問介護費（Ⅱ） （週2回程度の訪問）	処遇改善
自己1割負担額	1, 176円	263円	2, 349円	526円
自己2割負担額	2, 352円	527円	4, 698円	1, 052円
自己3割負担額	3, 528円	790円	7, 047円	1, 579円

(2) 同一建物支給費用基準額

利用時間	訪問介護費（Ⅰ） （週1回程度の訪問）	処遇改善	訪問介護費（Ⅱ） （週2回程度の訪問）	処遇改善
自己1割負担額	1, 058円	237円	2, 114円	474円
自己2割負担額	2, 116円	474円	4, 228円	948円
自己3割負担額	3, 174円	711円	6, 342円	1, 422円

※介護職員処遇改善加算Ⅱ 自己負担総額の22.4%

※同一建物減算 利用者の住居と同一建物所在の事業所が提供した場合、利用料の15%減算

(3) 初回加算(初回につき)

新規に介護予防訪問介護・日常生活支援サービス事業計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら第1号訪問介護を行う場合又は訪問介護員等が第1号訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定します。

自己負担額

200円

(4) その他の費用

- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km未満 100円
- ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km以上 200円

(5) サービスの中止、変更、追加

利用者は、都合により第1号訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までにケアマネージャーまたは、当事業所に申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。
ただし、ご契約者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料
- ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・・1,000円(自己負担)

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報下さい。
- ② 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の実態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係の市、関係医療機関等の連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としてしています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護の為、業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 高齢者虐待の禁止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、下記の必要な措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④事業所において、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係の市に通報するものとします。

13. 苦情処理

- ①事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じます。
- ②事業者は、提供するサービスに関して、関係の市からの文章の提出・提示の求め、又は市職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。関係の市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- ③事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、山口県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、山口県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談室名称	株式会社アリマックス アリマックス介護サービス
窓口担当者	近森 港（訪問介護管理者）
ご利用日時	毎日 午前9時00分～午後6時00分
ご利用連絡先	電話 011-591-3589

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

公的機関名	札幌市保健福祉局高齢者保健福祉部 介護保険事業指導係
所在地	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
電話・FAX番号	電話 011-211-2972
受付時間	平日 午前8時45分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

公的機関名	国民健康保険団体連合会
所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
電話・FAX番号	電話 011-231-5161
受付時間	平日 午前8時45分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

14. 協力医療機関等

※事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称	
住所	
電話番号	

◇緊急時の連絡先 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には事業所の損害賠償責任を減じます。

令和 年 月 日

指定第1号訪問事業サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。また、この証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者間で合意の後、電子署名を施し電磁的記録を保管します。

【事業者】

所在地 山口県宇部市大字船木1016番地1

事業所名 株式会社アリマックス
代表取締役 多田 明子
アリマックス介護サービス
(指定番号 0170514707)

管理者名 近森 港

説明者

令和 年 月 日

私は契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防訪問介護サービスについて、重要事項説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【家族代表】

住 所

氏 名

【代理人】

住 所

氏 名

第1号訪問介護事業 利用契約書

第1号訪問介護を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

株式会社アリマックス アリマックス介護サービス（以下、「事業者」という。）は、要支援認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう第1号訪問介護を提供します。

第2条（契約期間と更新）

1 本契約の契約期間は契約締結の日から要支援認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の更新の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の2日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要支援認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要支援認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて地域包括支援センター又は介護予防支援事業所が作成した介護予防サービス計画・介護予防マネジメントケアプランに沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的な内容等を記載した「第1号訪問介護事業計画」を作成します。

2 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「介護予防サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに護計画書の変更等の対応を行います。

3 事業者は、「介護予防サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（サービス内容及びその提供）

1 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という）に定めたとおりです。

2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得た上で、交付します。

3 事業者は、「訪問介護計画」に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

4 事業者は、常に利用者の心身の状態を適切に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第5条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条（居宅介護支援事業者との連携）

1 事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面による希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第7条（秘密保持・個人情報の保護）

1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

一、介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

二、上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

三、現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

四、介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等

五、事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

個人情報使用同意書

私(利用者)、及びその家族は下記の事項について利用者及び家族の個人情報を開示することに同意いたします。

利用の目的

個人情報の利用目的は以下のとおりとし、下記の該当しない目的で利用する場合は、事前に本人の同意を得てこれを行います。

- ① 居宅サービス計画に定められた事業所等に対して必要な利用者の日常の介護、健康管理等の情報提供及び利用者の家族等状況の情報提供
- ② 居宅介護支援事業所、居宅サービス計画に定められた事業所、主治医等との連携（サービス担当者会議等）、照会への応答
- ③ 当事業所の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質の向上等）
- ④ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出・相談
- ⑤ 保険者並びに山口県並びに管轄市の監査又は指導の情報提供
- ⑥ 地域包括支援センター、保険者、保健所、医療機関、他の専門機関との連携、相談、照会等
- ⑦ 当事業所において行われる研修生・実習・職員研修等への協力

利用目的の例外

あらかじめ利用者やその家族の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報の取り扱いを行いません。ただし、以下に掲げる場合については、本人の同意を得ずに行う場合があります。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急を要するとき。
- ② 公衆衛生または安全衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

令和 年 月 日

アリマックス介護サービス

管理者 近森 港 殿

<利用者>

住 所

氏 名

<家族代表/代理人>

住 所

氏 名

第8条（賠償責任）

1 事業者は、サービス提供にあたって故意又は過失により、利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

（1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（2）利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（3）利用者の急激な体調の変化など、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

（4）利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第9条（利用者負担金及びその変更）

1 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

2 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

3 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条（利用者負担金の支払い）

1 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割をお支払いいただきます。

2 保険料の滞納などにより、サービス費の1割（2割又は3割）の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

3 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付けて、翌月末までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により支払います。

（1）当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込または現金による支払いで対応する。）

（2）現金による支払い。

第11条（利用者負担金の滞納）

1 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、事業者は文書により1か月以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業者は「介護予防サービス計画」を作成した地域包括支援センター又は介護予防支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「介護予防サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は、利用者がこれを負担します。

（1）利用者の要介護指定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき

（2）利用者が死亡したとき

（3）利用者の所在が1週間以上不明になったとき

（4）第11条、第13条、第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第13条（利用者の解約権）

1 利用者は事業者に対して、契約満了希望日のサービス前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

（1）事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

（2）事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第14条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（1）利用者が、契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（2）第11条による場合

（3）利用者が、法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第15条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第16条（苦情処理）

1 事業者は、利用者又はその家族からの訪問介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 利用者は、介護保険法令に従い、関係の市及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第17条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する文書を提示してこれを行うこととします。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

この契約を証するため、本書の電磁的記録を作成し、当事者間で合意の後、電子署名を施し電磁的記録を保管するものとします。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

【家族代表】

住 所

氏 名

【代理人】

住 所

氏 名

【事業者】

所在地 札幌市南区藤野1条6丁目10番18号

株式会社アリマックス
代表取締役 多田明子
アリマックス介護サービス
管理者名 村 田 史 麻
(指定番号 0170514707)

説明者